

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

第一部 労働者状態

II 賃金と労働時間

2 労働時間と労働時間制度

労働時間の動向

労働省「毎月勤労統計調査報告——全国調査」によると、調査産業計の一九八三年の平均総実働時間は一七四・八時間で、前年の一七四・七時間に比べて〇・一時間の微増(プラス〇・一ポイント)、製造業では一七八時間で前年の一七七時間に比べて一時間(プラス〇・五ポイント)の増加となっている(第24表)。

総実労働時間のうち所定内労働時間は、調査産業計で一六一・四時間(前年一六一・六時間)、製造業で一六一・八時間(一六一・五時間)でそれぞれほとんど変わらない。所定外労働時間は、調査産業計で一三・四時間(一三・一時間)、製造業で一六・二時間(一五・五時間)で、前々年から前年にかけてやや減少していたところであるが、八三年にはふたたび増加に転じている。

規模別の労働時間を製造業についてみると、まず総実労働時間では五〇〇人以上が一七四・八時間(一〇〇)にたいして、一〇〇~四九九人の規模は一七七・四時間(一〇一・五)、三〇~九九人の規模は一八二・五時間(一〇四・四)であり、規模が小さくなるほど労働時間が若干長くなっている(第25表)。

所定外労働時間をみると、五〇〇人以上の規模の企業が一八・七時間(一〇〇)にたいして、一〇〇~四九九人は一五・九時間(八五・〇)、三〇~九九人は一三・六時間(七二・七)となっており、規模の小さい企業ほど所定外労働時間が短く、総実労働時間とは逆の格差となっている。したがって、所定内労働時間は、企業の規模が小さいほど長いことになる。

つぎに製造業の規模別労働時間の対前年同期増減率を第26表によってみると、まず総実労働時間については、五〇〇人以上の規模が〇・三ポイント増、一〇〇~四九九人が〇・六ポイント増、三〇~九九人が〇・五ポイント増となっており、小幅ながら増加のきざしをみせている。また所定外労働時間をみると、五〇〇人以上の規模が二・三ポイント増、一〇〇~四九九人が五・五ポイント増、三〇~九九人が四・七ポイント増と、マイナスがつづいた一九八一年、八二年から反転して残業時間が増加する傾向にあることを示している。

労働時間制度

労働省「賃金労働時間制度調査」(一九八三年九月調査)によると、労働時間制度は、週所定労働時間が、労働者一人平均四一時間四〇分で、前年より七分、一九七五年より二八分と徐々に減少している。一日の所定時間は七時間三九分で、数年ほとんど変化がない。以上の差は週休二日制の拡大によると考えられ、週休二日制の適用をうける労働者は八三年七七・一%に達した。もっとも、週休二日制のうち「完全」はいぜんとして三割に満たない。週休以外の休日の企業平均は一六・

七日(七六年一六・一日)、労働者一人当たり年次有給休暇付与日数は一四・八日(七五年一四・四日)、平均取得日数八・八日(取得率六〇%)である。有給休暇の取得率にはほとんど変化がない。労働省事務当局は、詳細な統計的突きあわせをした労働時間関係統計の主要先進国と日本との比較を公表したが、これによると、製造業生産労働者の一九八一年の総実労働時間は、年間で日本二一四六時間で、西ドイツに比較して四四八時間、アメリカに比較して二四八時間長い(『労働基準』一九八四年五月号)。

【参考資料】(1)労働省「昭和五十八年労働経済の分析」、(2)労働大臣官房統計情報部「労働統計要覧」(一九八四年)、(3)同『労働統計月報』、(4)同『毎月勤労統計調査報告』、(5)春闘共闘委編「一九八四年国民春闘白書」、(6)総合労働研究所「団体交渉のための賃金資料」(一九八三年一二月)、(7)産業労働調査所「八四年春季賃金交渉資料」、(8)同『賃金実務』『賃金事情』、(9)労働旬報社『賃金と社会保障』

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
